

平成 19 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 ネクストウェア 株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊 田 崇 克
(コード番号 4814)
問合せ先 取締役総務本部長 脇 本 寿 郎
T E L (06) 6281-9866

課徴金に係る納付命令の決定および納付について

当社が実施した過年度決算の訂正に関し、金融庁より平成 19 年 7 月 13 日付けの課徴金納付命令の決定を受けました。当社としては、金融庁より送達される納付告知書に従い、課徴金 222 万 9999 円を納付する予定でございます。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止め、引き続き、内部管理体制を一層強化すると共に、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの見地から、再発防止に徹底して取り組む所存でございます。

株主様、投資家の皆様および関係者の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご協力くださいますよう謹んでお願い申し上げます。

以上

【別紙】

金融庁の決定内容、事由および理由について

※ 以下、金融庁ホームページより抜粋

金融庁は、証券取引等監視委員会から、ネクストウェア(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載の調査結果に基づく課徴金納付命令の勧告を受け、平成19年6月26日に審判手続開始の決定を行ったところ、被審人から課徴金に係る証券取引法(以下「法」という。)第178条第1項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官から法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、本日、以下のとおり決定を行った。

1 決定の内容

納付すべき課徴金の額及び納付期限

金 222 万 9999 円 平成 19 年9月 14 日(金)

2 事実及び理由

(1)課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

① 被審人ネクストウェア株式会社は、架空売上の計上により、

- ・ 平成 17 年 12 月 22 日、連結中間純損益が 160 百万円(百万円未満切捨て。以下、連結中間純利益額、連結当期純利益額及び連結当期純損失額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、4百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成 17 年9月期半期報告書
- ・ 平成 18 年6月 30 日、連結当期純損益が 456 百万円の損失であったにもかかわらず、88 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成 18 年3月期有価証券報告書

を、近畿財務局長に対して提出した。

被審人が行った上記の各行為は、法第 172 条の2第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類を提出した」行為に該当すると認められる。

② 被審人は、平成 18 年 1 月 10 日、近畿財務局長に対し、上記平成 17 年9月期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、平成 18 年 1 月 26 日、同有価証券届出書に基づく募集により、340 個の新株予約権証券を 11,560,000 円で取得させた。

被審人が行った上記の行為は、法第 172 条第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた」行為に該当すると認められる。

(2)課徴金の計算の基礎

① 法第 172 条の2第 1 項、第 2 項及び平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の規定により、平成 17 年9月期半期報告書及び平成 18 年3月期有価証券報告書に係る課徴金額については、

イ 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額(162,362 円)が

ロ 2,000,000 円

を超えないことから、平成 17 年 9 月期半期報告書については、200 万円の 2 分の 1 に相当する額である 100 万円、平成 18 年 3 月期有価証券報告書については、200 万円が、各個別決定ごとの算出額となる。

ここで、法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金額を調整することとなるため、次のとおり 200 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額(法第 185 条の 7 第 18 項の規定により 1 円未満端数切捨て)が課徴金の額となる。

・平成 17 年 9 月期半期報告書について

$$\begin{array}{rcccl} 2,000,000 & \times & 1,000,000 & / & (2,000,000 + 1,000,000) \\ & & \text{(半期報告書の個別決定額)} & & \text{(個別決定額の合計)} \\ & & & & = 666,666 \text{ 円} \end{array}$$

・平成 18 年 3 月期有価証券報告書について

$$\begin{array}{rcccl} 2,000,000 & \times & 2,000,000 & / & (2,000,000 + 1,000,000) \\ & & \text{(有価証券報告書の個別決定額)} & & \text{(個別決定額の合計)} \\ & & & & = 1,333,333 \text{ 円} \end{array}$$

② 法第 172 条第 1 項の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により取得させた有価証券の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となる。

$$11,560,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 231,200 \text{ 円}$$

また、課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、23 万円となる。

③ 以上より、課徴金の額は次のとおりである。

$$666,666 \text{ 円} + 1,333,333 \text{ 円} + 230,000 \text{ 円} = 2,229,999 \text{ 円}$$